平成２９年（フ）第１５９号
東京都調布市飛田給３丁目５番地11克美荘202号室
債務者　佐藤　正篤
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８７号
静岡県島田市島518番地の20　ドミール稲葉201号室、旧住所静岡県菊川市和田992番地の30
債務者　仲田　高廣
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月５日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９４号
静岡県島田市金谷栄町3242番地　グリーンハイム103号室
債務者　大平　孝志
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６号
沖縄県うるま市安慶名２丁目19番22号
債務者　前川　勝也
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５５７号
横浜市南区南太田１丁目24番18号
債務者　沖　　千洋
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６０号
横浜市青葉区しらとり台53番地12　サンモール第３青葉台207号
債務者　臼井　俊晴
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１０号
神奈川県平塚市八重咲町17番11－202号
ラ・リヴィエーラ（前々住所）
債務者　三浦　花詠（旧氏名須藤智子）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１８号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸19番11号
債務者　佐久間静奈（旧姓相田）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２７号
横浜市保土ケ谷区狩場町55番地４　ドエル正和501号
債務者　金子　勝行
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４７号
横浜市保土ケ谷区星川２丁目８番29―203号
債務者　日高　節子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１３４号
大阪市城東区関目４丁目14番９―332号
債務者　窪田　有里
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４号
愛知県豊橋市東小浜町72番地（２Ａ）、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字大穴60番地１（203）
債務者　Ａ建こと　谷元　　敦
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２５号
愛知県豊橋市曙町字測点44番地（Ｂ－101）
債務者　石田　裕基
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３０号
愛知県豊川市美園２丁目10番地２
債務者　小竹　由香
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３３号
愛知県豊橋市細谷町字山ノ田17番地69(126)、従前の住所愛知県豊橋市細谷町字近見山110番地３
債務者　大原　　啓
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部